

各務原市の下水道の現状と 使用料改定について



下水道の取り組みと現状

- ・下水道は、ご家庭の台所やトイレ、工場などから排出される汚水を終末処理場できれいにし、川へ放流することで、衛生的な環境を保ち、川や海などの水質を保全しています。
- ・各務原市では現在、全市民の約75%の方々に下水道をご使用いただいています。
- ・下水道事業は、下水道を使った人の使用料で事業を運営する独立採算制を原則としています。しかし、現状では使用料のみで賄いきれず、皆さんが納めた税金を投入して、事業を運営している状況です。
- ・埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、下水道事業の維持管理の重要性を浮き彫りにしました。老朽化したインフラの修理費や管理費の増加により、経営がますます厳しくなり、持続可能な運営が求められています。



放流口

写真提供：(公財)岐阜県浄水事業公社



下水道使用料の用途について

- ・下水道使用料は、汚水を各務原浄化センターで高度処理するために必要な機械や薬剤にかかる費用、古くなった下水道施設の修理費や更新費用などに使われています。



管布設工事



水質検査

写真提供：(公財)岐阜県浄水事業公社



メンテナンス



耐震化工事



下水道使用料の改定の必要性について

- ・下水道使用料の値上げをしない場合、下水道を続けていくために必要な不足額は毎年5億円から7億円と見込んでおり、このお金を税金で穴埋めし続ける必要があります。
- ・不足するお金を一度に値上げしてしまった場合、使っていただいている方々へのご負担が非常に大きくなってしまいうため、段階的に税金投入を解消していく方向性としています。
- ・今回の改定案の詳細は、裏面をご覧ください。



詳細はこちら



下水道使用料の改定案について

- ・市の案では、今回は平均で9.6%の値上げをさせていただきたいと考えています。
- ・単身世帯や一般家庭にご負担が偏らないよう、使う量が増えるごとに高くなる累進的な案を検討しました。
- ・令和8年4月からの値上げに向けて、9月の市議会に条例改正案を提出する予定です。

◆使用料改定案・比較表(1ヶ月分)

※税抜の金額です

区 分	基本使用料		従量使用料(1㎡あたり)		
	現 行	改定案	排除量	現 行	改定案
一般用	275 円	301 円	0 ㎡を超え 10 ㎡まで	90 円	98 円
			10 ㎡を超え 25 ㎡まで	150 円	164 円
			25 ㎡を超え 50 ㎡まで	170 円	187 円
			50 ㎡を超え 100 ㎡まで	185 円	204 円
			100 ㎡を超えるもの	200 円	221 円



詳細はこちら



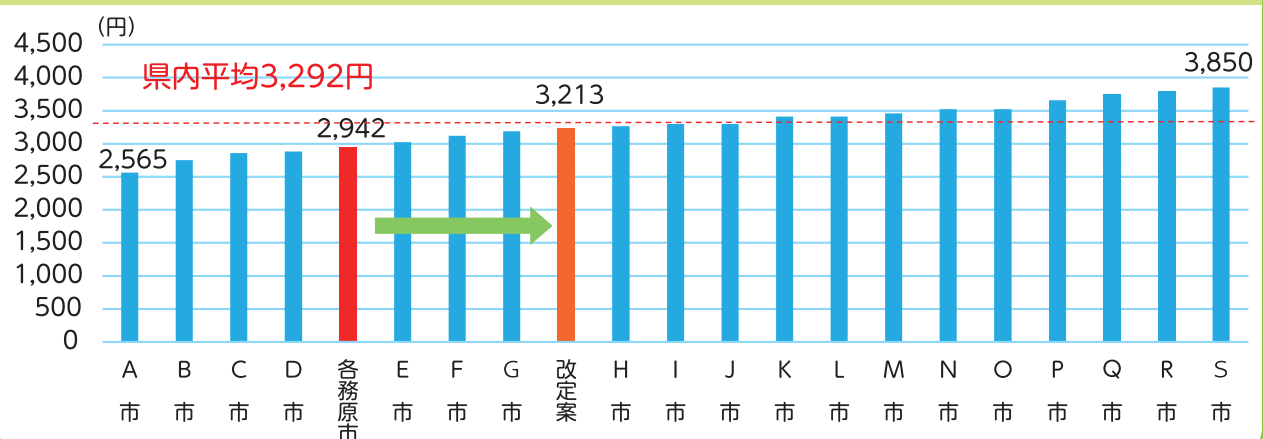
改定案で計算した場合の下水道使用料の目安について

- ・改定案を「1ヶ月」で計算した場合、下表のとおりになります。
- ・実際の請求は2ヶ月ごとの検針による使用量で計算します。

※税込の金額です

主な利用者	使用量	現行使用料	改定案使用料	現行との差額
一人暮らし	8 ㎡	1,094 円	1,193 円	+99 円
2人家庭	16 ㎡	2,282 円	2,491 円	+209 円
4人家庭	32 ㎡	5,076 円	5,555 円	+479 円

(参考)岐阜県内・各市の1ヶ月当たり20㎡使用した場合の使用料 (税込)



出展：各市ホームページより各務原市作成

お問い合わせ先

各務原市 水道部下水道課

電話058-383-7114

(土日祝日を除く平日のみ 午前8時30分から午後5時15分)